

会員規約

第1条【名称】

本クラブは、優司當舖株式会社「THE GYM ONOMICHI」と称し、会員の名称は「THE GYM ONOMICHI 会員」(以下会員といいます)とします。

第2条【所在地】

本クラブの所在地は、[〒722-0215 広島県尾道市美ノ郷町三成 1185-2]とします。

第3条【運営会社】

本クラブの運営及び管理(メンバー資格の得喪変更、会費等諸費用の徴収、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は、「優司當舖株式会社」(以下「当社」といいます)が行います。

第4条【目的】

本クラブは、会員(本規約第7条所定の手続きを経て当社と契約を締結された方をいいます)が本クラブ内の施設を利用して心身の健康の維持・増進をはかるとともに、理想の身体作りを目指すことを目的とします。

第5条【会員の種別】

本クラブの会員種別及び各要件は別に定めるとおりです。

第6条【入会資格】

本クラブへの入会資格は、第4条の目的に賛同する方で、次の各項のすべてに該当する方とします。

- (1) 会員としてふさわしい品格と信用のある方
- (2) 本規約に同意し、本クラブが定める諸規則を遵守できる方
- (3) 事務局・インストラクターの指示に従い、会員相互の調和がはかれる方
- (4) 本クラブの施設の利用に耐えうる健康状態であることを本クラブへ申告した方
- (5) 小学生以上の方(小学生・中学生の場合、マシンの使用を制限する場合があります。)
- (6) 刺青(ファッション外ウーを含む)をしていない方
- (7) 過去に本クラブより除名等の通告を受けていない方。
- (8) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその役員、従業員等の関係者、その他これに準じる反社会勢力に該当しない方。
- (9) 妊娠中でない方

第7条【入会の手続き】

本クラブへ入会を希望される方の手続きは次の通りとします。

- (1) 所定の入会申込書に記入捺印のうえ、本クラブ宛に提出ください。(web 申込について)
- (2) 本クラブは入会審査を行い、本クラブが入会を承認したときに、本クラブとの契約が成立し、本クラブの会員となります。
- (3) 本クラブは、その自由な裁量により入会の諾否を決定することができるものとし、本クラブが行う審査の結果、

入会が認められないこともあります。審査方法、審査過程及び審査の内容は開示されません。

- (4) 未成年の方が入会しようとするときは、必ず親権者の同意を得たうえで、所定の入会申込手続きをとらなければなりません。この場合、親権者は本規約に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。

第8条【入会金】

会員は、本クラブが定める入会金を、所定の方法により本クラブに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第9条【会員証】

- (1) 本クラブは会員に対して会員証として wellnes キーを貸与します。
- (2) wellnes キーは、記名された方以外は使用することができません。
- (3) wellnes キーは他へ譲渡することはできません。
- (4) 会員は、wellnes キーを紛失した場合には、直ちに所定の手続きを行い本クラブに再発行を申請しなければなりません。その際、再発行手数料として 3,000 円を徴収します。
- (5) 本クラブの会員資格を喪失したときは wellnes キーを速やかに返還しなければなりません。

第10条【会費等】

- (1) 会員種別毎の会費を含む諸費用(以下「諸費用」といいます)は別に定めます。
- (2) 会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じて、銀行口座またはクレジットカード(Web 申込み)からの自動払い込みにより、それぞれの諸費用を支払うものとします。
- (3) カフェドリンクや物品、ビジター利用料等は、その都度現金又はクレジットカードでお支払いいただきます。
- (4) 一旦納入された諸費用については、法令の定め又は本クラブが認める理由がある場合を除き、原則として返還しません。

第11条【会員資格の喪失】

会員は以下の場合その資格を失います。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。

第12条【会員資格の譲渡禁止】

会員資格は如何なる場合にも譲渡(相続も含みます)することはできません。

第13条【名義変更】

会員は、如何なる場合にも名義変更することはできません。

第14条【資格停止及び除名】

会員規約

本クラブは、会員が次の各項の一つに該当すると認めた場合、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- (1) 本クラブの定める会費・諸費用の支払いを滞納し、期限(3ヶ月)を定めた催告にも応じないとき。(なお、一時停止または除名の場合の滞納金は施設利用の有無にかかわらず、全額納入していただきます。)
- (2) 本クラブの施設等を故意に毀損(効用を害することを含みます。)したとき。
- (3) 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
- (4) 本クラブの運営を故意に妨害したとき。
- (5) 本クラブの名誉・信用を傷つけ、または秩序を乱したとき。
- (6) 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- (7) 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- (8) 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- (9) 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
- (10) その他、社会通念上、本クラブ会員としてふさわしくないと認められたとき。

第15条【施設の利用範囲と利用方法】

- (1) 会員は、本クラブの運営時間中、本規約および別に定める細則等に従い施設を利用することができます。但し、本クラブがボクシングエリア、スタジオを特別行事等で使用する場合、施設の全部または一部について、会員の利用を制限することがあります。
- (2) 会員は、本クラブの利用に際しては必ず wellness キーを携帯し、入場の際は、本クラブのフロントにてスタッフに提示しなければなりません。
- (3) ボクシングエリア、スタジオの利用は、プレミアム会員(ミドル級)のみ認められます。その他の種別の会員は利用できません。
- (4) 本クラブ内では、本規約その他本クラブの定める諸規則を遵守し、本クラブの施設スタッフの指示に従っていただきます。
- (5) 本クラブ内は、禁煙です。

第16条【利用制限】

次の各項に該当する方の施設利用はこれを禁止します。

- (1) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方。
- (2) 飲酒をされている方。
- (3) 保護者を同伴しない小学生および中学生。
- (4) 第6条に定める会員としての資格条件に欠けていることが、明らかになった場合。

第17条【変更事項】

- (1) 会員は、入会申込書に記載した内容その他本クラブへ届け出た内容が正確であることを保証します。本クラブは、当該情報が偽りあるいは不正確であることよって会員または第三者に生じる損害について一切責

任を負いません。

- (2) 会員は、入会申込書に記載した内容その他本クラブに届け出た内容に変更があったときは、すみやかに変更手続きを行うものとします。
- (3) 会員は、各月の10日(10日が休館日の場合は翌営業日)までに本クラブに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種別を変更することができます。各月の10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月からの変更となります。

第18条【休会】

- (1) 会員本人の都合により休会する場合は、各月の10日(10日が休館日の場合は翌営業日)までに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。各月の10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月からの休会となります。
- (2) 休会手続きを行う際、事務手数料として3,000円お支払いいただきます。1回の届出による休会期間は、2カ月とさせていただきます。休会期間を延長される場合は、休会最終月の10日までに再度休会の届出を行ってください。(最長12カ月まで可能です。)
- (3) 会員は、休会月までの会費を支払うものとし、翌月以降の会費は免除されるものとします。

第19条【退会】

- (1) 会員本人の都合により退会する場合は、毎月10日(10日が休館日の場合は翌営業日)までに所定の退会届を提出し、会員証(wellness キー)を返還のうえ、当月末日限りで退会することができます。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日の退会となります。
- (2) 会員は、退会月までの会費を支払うものとし、本クラブが退会届を受領しない限り、会費支払義務は発生します。
- (3) 電話等口頭での退会は受け付けません。
- (4) 会員は、やむを得ない場合を除き、入会して半年(6カ月)は退会する事ができません。

第20条【ビジターの利用】

- (1) 本クラブは、会員(学生会員を除く)の同伴により、会員以外の小学生以上の方(以下「ビジター」といいます)に施設利用を認めることができます。
- (2) ビジターの施設利用料は、別途細則に定めます。
- (3) ビジターの施設利用条件は、同伴した会員の種別に準じます。
- (4) ビジターは、本クラブの施設を利用するにあたり、本規約第26条の適用を受けるものとします。

第21条【損害賠償責任】

- (1) 会員およびビジターは、自己の責任と危険負担において、本クラブの施設を利用するものとします。
- (2) 会員およびビジターは、本クラブ内において、技量を越えた行為及び危険行為は行ってはなりません。

会員規約

- (3) 会員およびビジターが本クラブの施設の利用中、自身が受けた損害に対して、本クラブは、本クラブに故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
- (4) 会員およびビジターが、本クラブの利用中、自己の責に帰すべき事由により、本クラブまたは他の会員その他第三者に対して損害を与えた場合は、当該会員およびビジターが当該損害に関する責を負うものとします。
- (5) 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、本クラブに故意または過失がある場合を除き、本クラブは一切関与せず、責任を負いません。
- (6) 本クラブは、「スポーツ・文化法人責任保険」に加入しております。

第22条【持込物に関する責任】

- (1) 会員は、本クラブ施設内に持ち込んだ物について、事故の責任をもって管理するものとします。
- (2) 本クラブは、故意または過失がない限り、会員が施設へ持ち込んだ物の滅失または毀損について賠償する責任を負いません。

第23条【連帯責任】

会員は、本クラブが会員制であることを認識し、同伴したビジターの本クラブ内における行為、クラブに対する支払い及び事故等一切につき、連帯責任を負うものとします。

第24条【施設の廃止および利用制限】

- (1) 本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。この場合、会員は補償、その他、異議申し立てをすることができません。
- ① 台風その他異常気象、風水火災害、自身、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
 - ② 施設の改造または補修工事実施のとき。
 - ③ 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
 - ④ その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。
- (2) 本クラブは、施設を利用して一般を対象としたスポーツスクール等を、あらかじめ館内掲示することにより開催することができます。なお、会員はこれらのスクールで使用する間の当該施設は原則として利用できないものとします。この場合、会員に対する補償はいたしません。

第25条【定休日】

定休日は水曜日とします。

第26条【休業日】

- (1) 「THE GYM ONOMICHI」の休業日は、前条に定める定休日のほか、お盆、年末年始、ゴールデンウィークの季節休業とします。また、このほか、施設の補修、点検など本クラブの都合により休業することがあります。なお、休業に関するお知らせは事前に館内に掲示します。
- (2) 天災地変ならびに、動力源の途絶、その他の事由によ

り、事実上施設利用が不可能になるか、またはその危険が予想される場合は、あらかじめ掲示することなく臨時休業することがあります。

第27条【細則等】

本規約に定めていない事項および業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとします。

第28条【諸費用等の変更】

本クラブは、会員が負担する諸費用、利用範囲、条件及び施設運営システムについて、本クラブが必要と判断したときは、会員に対して1か月前までに告知することにより、これらを変更または廃止することができます。

第29条【規約等の改定】

本クラブは、1か月以上前までに会員に告知することにより、本規約の改定及び変更を行うことができ、その効力は当該改定及び変更時に在籍するすべての会員に及ぶものとします。

第30条【告知方法】

本規約における会員への告知方法は、施設内への掲示およびホームページに掲載する方法とします。

【附則】

第31条 本規約は、2019年3月1日より施行します。